

I 調査の概要

経済センサスは、我が国の全ての事業所及び企業を対象に経済活動の実態を明らかにする調査であり、「経済の国勢調査」といえるものである。

1 調査の目的

平成 21 年経済センサス基礎調査は、事業所及び企業の経済活動の状態を調査し、全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域的に明らかにするとともに、各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的として実施した。

2 調査の沿革

近年の経済構造の変化等に対応するため、政府全体として取りまとめられた「経済財政運営と構造改革に関する基本方針（いわゆる「骨太の方針」）2005」（平成 17 年 6 月閣議決定）において経済センサスの実施が提言された。

これを受け、経済に関連した大規模統計調査の統廃合、簡素・合理化を行い、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 4 項に規定する基幹統計である経済構造統計を作成するための調査として平成 21 年に第 1 回目を実施した。

3 調査日

平成 21 年 7 月 1 日

4 調査の対象

調査日現在、国内に所在する全ての事業所。ただし、次の事業所は調査対象外とした。

- (1) 日本標準産業分類（平成 21 年総務省告示第 175 号の「大分類 A－農業、林業」及び「大分類 B－漁業」に属する個人経営の事業所
- (2) 日本標準産業分類「大分類 N－生活関連サービス業、娯楽業」のうち「中分類 79－その他の生活関連サービス業（小分類 792 家事サービスに限る。）」及び「大分類 R－サービス業（他に分類されないもの）」のうち「中分類 96－外国公務」に属する事業所
- (3) また、次の事業所は、調査技術上の観点から対象外とした。
 - ア 家事労働の傍ら、特に設備を持たないで賃仕事をしている個人宅
- (4) なお、次の事業所は、経済センサスでいう事業所に含めていない。
 - ア 収入を得て働く従業者がいないもの
 - イ 休業中で、かつ従業者がいないもの
 - ウ 季節的に営業する事業所で、調査期日に従業者がいないもの

5 調査方法

調査は「甲調査」と「乙調査」の 2 種類からなり、対象となる事業所及び企業の規模に応じて、調査員による調査と総務省、都道府県、市町村による調査に分けて行った。

(1) 甲調査票

民営事業所を対象とする全数調査

- ア 調査員による調査（訪問により調査票を配布・収集）
 - 総務大臣－都道府県知事－市町村長－指導員－調査員－調査事業所
- イ 市町村・都道府県・国による調査（インターネットまたは郵送により調査票を送付・回収）
 - 市町村・・・総務大臣－都道府県知事－市町村長－調査事業所

● 都道府県・・・総務大臣－都道府県知事－調査事業所

● 国・・・・・・総務大臣－調査事業所

※会社（外国の会社を除く）、会社以外の法人及び個人経営の事業所の本所等においては、
該当本所等の事業主が該当支所等の分も一括して報告

(2) 乙調査

国及び地方公共団体の事業所を対象とする全数調査

ア 国の事業所

● 総務大臣－各府省等の長－調査事業所

イ 都道府県の事業所

● 総務大臣－都道府県知事－調査事業所

ウ 市町村の事業所

● 市町村－総務大臣－都道府県知事－市町村長－調査事業所

II 利用上の注意

1 事業内容不詳事業所は含まない。

構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、総数と個々の数値が一致しない場合がある。

符号「－」は、該当数字がないもの及び分母が0のため計算できないものを表し「0.0」は表章単位に満たないものを表す。

2 調査票の欠測値や記入内容の矛盾などについて検査し、平成18年事業所・企業統計調査等を基に補足訂正を行った上で結果表として集計している。

3 一部の分類事項については、総数に不詳（男女別等）を含むため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

4 産業分類は、原則として平成19年11月改定「日本標準産業分類」の小分類項目を用いているが、一部については更に分割している。

また、一部の分類項目については、平成18年事業所・企業統計調査から組替えのできなかったものがあり、その分類項目は「…」で表し、該当の上位分類にはこれを含める方法をとった。そのため、各小分類項目の合計は必ずしも該当する中分類または大分類の数値と一致しない。

5 「事業所・企業統計調査」結果と比較する場合の留意事項

平成21年経済センサス-基礎調査は、すべての事業所及び企業を対象に新しく創設した調査である。事業所・企業統計調査と調査の対象は同様だが、調査手法が以下の点で異なることから、平成18年事業所・企業統計調査との差数が全て増加・減少を示すものではない。

・商業・法人登記等の行政記録の活用

・会社（外国の会社を除く）、会社以外の法人及び個人経営の事業所の本所等において、当該本所等の事業主が当該支所等の分も一括して報告する「本所等一括調査」の導入等
よって、国も県も統計表の時系列比較を行っていない。

Ⅲ 用語の解説

1 事業所

事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の条件を備えているものをいう。

- (1) 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- (2) 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

2 経営組織

【国，地方公共団体】

国、都道府県、市区町村、特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区など）をいう。

【民営】

国，地方公共団体以外をいう。

● 個人経営

個人が事業を経営している場合をいう。

会社や法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含める。

● 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を経営している場合をいう。

・ 会社

株式会社（有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社、相互会社及び外国の会社をいう。

ここで、外国の会社とは、外国で設立された法人やその他の外国の団体であって、会社と同種のものまたは会社に類似するものの支店、営業所などのうち、会社法（平成17年法律第86号）の規定により日本に営業所などの所在地を登記したものをいう。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社としない。

・ 会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、会社以外の法人をいう。

例えば、独立行政法人、特殊法人、認可法人、財団法人、社団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合（法人格を持つもの）、農（漁）業協同組合、事業協同組合、国民健康保険組合、共済組合、信用金庫などが含まれる。

・ 法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいう。

例えば、協議会、後援会、同窓会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる。

3 事業所の産業分類

事業所の主な事業の種類（原則として過去1年間の収入額または販売額の多いもの）により分類した。原則として、日本標準産業分類によるが、一部の小分類項目については分割したものの小分類に含めて表章している。

4 従業者

従業者とは、調査日現在、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いて

いる人であっても、他の会社や下請先などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者とした。

● 個人業主

個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営している人をいう。

● 無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。

家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」または「臨時雇用者」に含める。

● 有給役員

有給役員とは、法人、団体の役員（常勤・非常勤は問わない）で、給与を受けている人をいう。

重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含める。

● 常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。

期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人または平成21年5月と6月にそれぞれ18日以上雇用されている人をいう。

・ 正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員などと呼ばれている人をいう。

・ 正社員・正職員以外

常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員などと呼ばれている人以外で、嘱託、パートタイマー、アルバイトまたはそれに近い名称で呼ばれている人をいう。

● 臨時雇用者

1か月以内の期間を定めて雇用されている人または日々雇用されている人をいう。

● 派遣従業者（別経営の事業所への派遣従業者）

いわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

5 別経営の事業所からの派遣従業者

いわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者のほかに、在籍出向など出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

6 事業従事者

当該事業所で実際に働いている人をいう。

「従業者」から「別経営の事業所への派遣従業者」を除き、「別経営の事業所からの派遣従業者」を含めて「事業従事者」とする。

7 事業所の開設時期

会社や企業の創業時期ではなく、当該事業所が現在の場所で事業を始めた時期をいう。

8 本所・支所の別

【単独事業所】

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所（支社・支店）を持たない事業所をいう。

【本所（本社・本店）】

他の場所に同一経営の支所（支社・支店）などがあって、それらの全てを統括している事業所をいう。本所の各部門が幾つかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所とする。

【支所（支社・支店）】

他の場所にある本所の統括を受けている事業所をいう。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所とする。

支社・支店のほか、営業所、出張所、工場、従業員のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれる。

9 企業等

事業・活動を行う法人（外国の会社を除く）及び個人経営の事業所をいう。個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を経営している場合は、それらはまとめて一つの企業等となる。

具体的には、会社企業、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで企業等となる。

● 会社企業

経営組織が株式会社（有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社及び相互会社で、本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業となる。

10 企業類型

会社企業を構成している事業所により、次の2類型に区分している。

● 単一事業所企業

単独事業所の企業をいう。

● 複数事業所企業

国内にある本所と国内または国外にある支所で構成されている企業をいう。

11 企業産業分類

企業単位の産業分類で、支所を含めた企業全体の主な事業の種類（企業全体の過去1年間の総収入額または総販売額の最も多いもの）により分類している。

なお、分類区分は、事業所の産業分類区分と同一である。

12 資本金額

株式会社（有限会社を含む）については資本金の額、合名会社、合資会社及び合同会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいう。